

## 一般財団法人四極会の評議員、役員等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人四極会（以下「本会」という。）の評議員、役員等の選任等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(評議員)

第2条 評議員は、地域別及び職域別の支部長（東京支部、関西支部、福岡支部及び大分支部の支部長を除く。）の中から選任する。

(理事)

第3条 理事は、正会員の中から選任する。

(副会長の選任)

第4条 副会長は、会長が理事会の議決を経て指名する理事のほか、東京支部、関西支部、福岡支部及び大分支部の支部長をもって充てる。

(監事)

第5条 監事のうち1人は、大分県内に在住する正会員の中から選任する。

(理事の業務分担)

第6条 常務理事及び理事の業務分担は、次のとおりとする。

- (1) 財務担当理事は、財務に関する業務を担当する。
- (2) 会報「四極」担当理事は、会報「四極」の編集に関する業務を担当する。
- (3) 常務理事は、前2号以外の業務について必要に応じて分担する。

(常勤の理事の報酬等)

第7条 常勤の理事には、報酬、通勤手当及び期末手当を支給する。

2 報酬、通勤手当及び期末手当の額は、評議員会の決議を経て、会長が別に定める。

(名誉会長の選任要件)

第8条 名誉会長は、本会の会長の経験者の中から選任する。

(相談役の選任要件)

第9条 相談役は、本会の会長の経験者及び多年にわたり本会の運営に貢献した副会長の経験者の中から選任する。

(顧問の選任要件)

第10条 顧問は、次の各号に掲げる者の中から選任する。

- (1) 多年にわたり大分大学経済学部及び大分大学大学院経済学研究科に在籍し、功績顕著な教官
- (2) 現に経済学部長の職にある者又は経済学部長の職にあった者
- (3) その他会長が適当と認める者

(参与の選任要件)

第11条 参与は、本会の役員又は支部長として本会の発展に寄与した者の中から選任する。

附則 この規程は、平成20年12月1日から施行する。

2 平成28年7月2日一部改訂